

砂川市訓令第5号

令和8年3月16日

砂川市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱を次のように定める。

砂川市長 飯 澤 明 彦

( 別 紙 )

## 砂川市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

### (趣旨)

第1条 この訓令は、互いの個性や多様性を認め合い、誰もが生きがいと誇りを持つことができるまちの実現を目指し、性的マイノリティに係るパートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 典型的とされていない性自認や性的指向を持つ人をいう。
- (2) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常の生活において、経済的又は物理的、かつ、精神的に相互に協力し合うことを約束した、一方又は双方が性的マイノリティである2人の者の関係をいう。
- (3) 宣誓 2人が互いにパートナーシップの関係にあることを市長に対して宣誓することをいう。

### (宣誓の対象者の要件)

第3条 宣誓の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 双方又はいずれか一方が市内に住所を有し、又は市内への転入を予定していること。
- (3) 双方に配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。）がないこと及び宣誓者以外の者とパートナーシップの関係にないこと。
- (4) 双方の関係が民法に規定する直系血族、三親等以内の傍系血族又は直系姻族でないこと。ただし、双方の関係が養子縁組の場合を除く。

### (宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者（以下「宣誓希望者」という。）は、双方がそろって市職員の面前においてパートナーシップ宣誓書（別記第1号様式。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、市長に提出するものとする。

2 宣誓書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 両者の住民票の写し、住民票記載事項証明書（いずれも宣誓の日前3月以内に発行されたものであって、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第8号の2の個人番号（以下「個人番号」という。）の記載がないものに限る。第12条第2項において同じ。）又は市内への転入を予定していることが確認できる書類

- (2) 両者の戸籍個人事項証明書又は婚姻要件具備証明書（いずれも宣誓の日前3月以内に発行されたものに限る。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 3 宣誓希望者は、宣誓する日時等について事前に市と調整するものとする。
- 4 宣誓希望者の一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができないときは、双方の立会いの下で他の者に代筆させることができるものとする。

(本人確認)

第5条 市長は、宣誓希望者の双方が、本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

(通称名の使用)

第6条 通称名の使用を希望する者は、市長が特に必要があると認める場合に限り、宣誓における氏名について通称名を用いることができる。

- 2 前項により通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を宣誓時に提出するものとする。

(受領証等の交付)

第7条 市長は、第4条の規定により宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）の双方が第3条各号に規定する要件を満たしていると認める場合は、当該宣誓者の双方に対し、パートナーシップ宣誓書受領証（別記第2号様式）及びパートナーシップ宣誓書受領証カード（別記第3号様式）（以下これらを「受領証等」という。）に宣誓書の写しを添えて交付するものとする。

(子に関する記載)

第8条 宣誓希望者の一方又は双方と同居し、かつ、生計を一にする未成年の実子又は養子（以下「子」という。）がいる場合であって、当該宣誓希望者が受領証等に当該子の氏名の記載を希望するときは、子に関する届出書（別記第4号様式）に、当該宣誓希望者と当該子の年齢及び同居の事実が確認できる書類を添えて市長に提出するものとする。宣誓者が新たに子の記載を希望するときも同様とする。

(受領証等の再交付)

第9条 受領証等の交付を受けた者(以下「受領者」という。)は、当該受領証等の紛失、き損等の事情により受領証等の再交付を希望するときは、第13条の規定に基づき当該宣誓書等が保存されている場合に限り、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(別記第5号様式)に第5条に掲げる書類のいずれかを添えて、市長に申請することができる。

- 2 市長は、再交付を希望する者に対し、必要に応じて第4条第2項に規定する書類の提出を求めることができる。
- 3 市長は、第1項の申請があったときは、受領証等を再交付するものとする。

(受領証等の返還)

第10条 受領者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届(別記第6号様式)に受領証等を添付し、市長に届け出なければならない。ただし、受領証等を添えて届け出ることができないやむを得ない事情があると市長が認めたときは、当該受領証等の添付を要しないものとする。

- (1) 双方の意思によりパートナーシップが解消されたとき。
- (2) 一方が死亡したとき。
- (3) 双方が市内に住所を有しなくなったとき(転勤、親族の介護その他やむを得ない事情により、双方が一時的に市外に転出した場合及び第12条に定める場合を除く。)
- (4) 第3条第3号又は第4号に該当しなくなったとき。
- (5) 双方が受領証等の返還を希望するとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が受領証等の返還が必要と認めるとき。

(受領証等の交付の取消し等)

第11条 市長は、宣誓者が虚偽その他の不正な方法により受領証等の交付(再交付を含む。)を受けた場合又は受領者が受領証等を不正に使用した場合は、当該受領証等の交付を取り消すものとする。

- 2 前項の規定により受領証等の交付を取り消された受領者は、直ちに当該受領証等を返還しなければならない。

(他の自治体と連携を図る場合の取扱い)

第12条 パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク規約(令和6年4月1日策定)に基づくネットワークに加入している自治体(以下「構成自治体」という。)において受領証等に類する書類(以下「受領証等類似書類」という。)の交付を受けている者が、構成自治体から市への住所の異動後も引き続きパートナーシップの関係を継続する場合であって、第3条各号に規定する要件を満たすときは、第4条の規定にかかわらず、次項及び第3項に定めるところにより、受領証等の交付を受けることができる。ただし、第3項の同意が得られない場合は、

この限りでない。

2 前項の規定による交付を受けようとする者（以下「継続申告者」という。）は、その双方がパートナーシップ宣誓継続申告書（別記第7号様式）に自ら記入し、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、継続申告者の一方又は双方が自ら記入することができないときは、他の者に代筆させることができるものとする。

（1）構成自治体が交付した受領証等類似書類

（2）住民票の写し、住民票記載事項証明書又は市内への転入を予定していることが確認できる書類

3 市長は、前項の規定による申告書の提出を受けたときは、継続申告者の双方の同意を得た上で、遅滞なく当該継続申告者の転出地である構成自治体に通知するものとする。

4 第1項の規定により受領証等の交付を受けた継続申告者については、第6条及び前4条の規定を準用する。

（宣誓書等の保存）

第13条 市長は、宣誓書及び返還された受領証等について、第4条第1項の規定により提出された日、第10条若しくは第12条第4項の規定により受領証等が返還された日又は受領者が第10条各号に該当すると市長が認める日のいずれかの早い日から起算して10年を経過する日まで保存するものとする。

（周知及び啓発）

第14条 市長は、市民及び事業者に対し、パートナーシップ宣誓制度の趣旨が適切に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、周知及び啓発に努めるものとする。

（個人情報の取扱い）

第15条 市長は、受領者から提出された個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び砂川市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第1号）に基づき適切に取り扱わなければならない。

（その他）

第16条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。



## パートナーシップ宣誓書

砂川市長 様

私たちは、砂川市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、双方が互いのパートナーであることを宣誓します。

年 月 日

### 宣誓者

ふりがな		
氏名 (自署)		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住所		

### 代筆者

氏名		
住所		

## パートナーシップの宣誓に当たっての確認書

私たちは、砂川市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップの宣誓をするに当たり、次の確認事項の記載事実と相違ないこと及び同要綱の規定を遵守することを確認します。

また、以下の内容が事実と異なることが判明した場合は、宣誓書受領証、宣誓書受領証カード等を市に返還いたします。

### 宣誓者

氏名 (自署)		
ふりがな		
戸籍上の氏名 (通称名使用の場合)		
電話番号		

要綱	確認事項 (該当する□にチェックしてください)	確認欄
第2条 第2号	(関係性) 互いを人生のパートナーとし、日常生活において、経済的又は物理的、かつ、精神的に相互に協力し合うことを約した、一方又は双方が性的マイノリティである二人であること。	<input type="checkbox"/>
第3条 第1号	(年齢要件) 宣誓日において、双方が成年に達していること。	<input type="checkbox"/>
第3条 第2号	(住所要件) 次のいずれかに該当すること	
	①双方が市内に住所を有している。	<input type="checkbox"/>
	②一方が市内に住所を有している。	<input type="checkbox"/>
	③一方又は双方が市内へ転入を予定している。 転入予定者 (転入予定日 年 月 日) 転入予定者 (転入予定日 年 月 日)	<input type="checkbox"/>
第3条 第3号	(独身要件) 双方に配偶者がいないこと及び宣誓者以外の者とパートナーシップの関係にないこと。	<input type="checkbox"/>
第3条 第4号	(近親者でないこと) 双方が近親者(直系血族、三親等以内の傍系血族又は直系姻族)でないこと。ただし、双方の関係が養子縁組の場合を除く。	<input type="checkbox"/>

### 【添付書類確認欄】

- 現住所を確認する書類 ( 住民票の写し 住民票記載事項証明書 市内への転入を予定している者にとっては、その事実を確認することができる書類)
- 配偶者がいないことを証明する書類 ( 戸籍個人事項証明書 婚姻要件具備証明書)
- 通称名を使用する場合は、その通称名が日常的に使用されていることが確認できる書類

## パートナーシップ宣誓書受領証

\_\_\_\_\_様

\_\_\_\_\_様

ここにお二人が、砂川市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

これからの人生をお互いに支えあい歩まれる、お二人のご多幸をお祈りいたします。

砂川市は、多様性を認め合い、誰もが生きがいと誇りを持ち、人生のパートナーや大切な人と自分らしく安心して暮らすことのできるまちの実現を目指しています。

今後とも、お二人が自分らしくいきいきと輝き、活躍されることを期待いたします。

年 月 日

砂川市長

(裏面)

○本受領証を受けた方へ

1. 当該受領証等の紛失、き損等の事情により受領証等の再交付を希望するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(別記第5号様式)に本人確認ができる書類を添付し、市長に申請することができます。(「2」の書類の保存期間内に限ります。)
2. 提出された宣誓書及び返還された受領証等の保存期間は、市が受領した日から起算して10年間です。
3. 次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届(別記第6号様式)に受領証等を添付し、市長に届け出てください。
  - (1) 双方の意思によりパートナーシップが解消されたとき。
  - (2) 一方が死亡したとき。
  - (3) 双方が市内に住所を有しなくなったとき(転勤、親族の介護その他やむを得ない事情により、双方が一時的に市外に転出した場合及び「4」に定める場合を除きます。)
  - (4) 砂川市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第3条第3号又は第4号に該当しなくなったとき。
  - (5) 双方が受領証等の返還を希望するとき。
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が受領証等の返還が必要と認めるとき。
4. 受領証等の交付を受けた方が、市がパートナーシップ宣誓制度について連携している自治体へ転出する場合で、転出先の自治体の対象要件に該当するときは、住民票の写し及び本人確認ができる書類を提出することで、転出先の自治体で新たに受領証等類似書類の交付を受けることができます。その際、砂川市への受領証等の返還手続は不要です。

○特記欄

- ・通称名を使用している場合

宣誓者名		
戸籍上の氏名		

- ・子の氏名

氏名		
生年月日		

別記第3号様式（第7条関係）

（表面）

パートナーシップ宣誓書受領証	
様	様
お二人は、砂川市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証明します。	
年 月 日	
砂川市長	印

（裏面）

～このカードの提示を受けた方へ～
この受領証は、互いを人生のパートナーとして相互に協力し合うことを約した関係であることを、砂川市長に宣誓したお二人に交付しています。
法的な効力を有するものではありませんが、この趣旨を十分にご理解いただきますようお願いいたします。
〈特記欄〉（戸籍上の氏名（通称名使用の場合）、子の氏名）

別記第4号様式（第8条関係）

## 子に関する届出書

年 月 日

砂川市長 様

砂川市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第8条の規定に基づき、以下の者について、パートナーシップ宣誓書受領証等への記載を希望しますので届出をします。

宣誓者の一方又は双方と同居し、生計を一にする未成年の実子又は養子

ふりがな			
氏名			
生年月日	年 月 日	年齢	歳
住所			

※宣誓者との関係を確認できる書類（戸籍全部事項証明書など）、年齢（生年月日）及び同居の事実が確認できる書類（住民票の写しなど）を添付してください。

※子に関する記載は、子が成年に達するまで有効とします。

宣誓者

上の欄に記載した子の実親又は養親		左の者のパートナー	
ふりがな			
氏名			
戸籍上の氏名 (通称名使用の場合)			
生年月日	年 月 日	年 月 日	
住所			

届出者（宣誓者のいずれかに限る。）

氏名	
住所	
電話番号	

※届出者の本人確認書類を掲示してください。

別記第5号様式（第9条関係）

## パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書

年 月 日

砂川市長 様

年 月 日付で交付されましたパートナーシップ宣誓書受領証等の再交付を受けたいので、砂川市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第9条の規定に基づき、申請します。

### 宣誓者

ふりがな		
氏名		
戸籍上の氏名 (通称名使用の場合)		
生年月日	年 月 日	年 月 日

### 申請者（宣誓者のどちらかに限る。）

氏名	
住所	
電話番号	
再交付申請の理由 (□にチェックしてください。)	<input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> き損・汚損 <input type="checkbox"/> 改姓・改名 <input type="checkbox"/> その他 ( )
再交付を希望する書類 (□にチェックしてください。)	<input type="checkbox"/> パートナーシップ宣誓書受領証 (A4) <input type="checkbox"/> パートナーシップ宣誓書受領証カード

※申請者の本人確認書類を提示してください。

※紛失以外の理由で再交付を申請する場合は、交付済みの受領証等を提出してください。

※改姓・改名、子の記載の削除など受領証等の記載事項に変更が生じる場合は、お二人分の受領証等を提出してください。

※改姓・改名のため再交付を申請する場合は、その事実を確認することができる書類（戸籍全部〈個人〉事項証明書など）を添付してください。

別記第6号様式（第10条関係）

## パートナーシップ宣誓書受領証等返還届

年 月 日

砂川市長 様

砂川市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第10条の規定に基づき、パートナーシップ宣誓書受領証等を返還します。

### 宣誓者

ふりがな		
氏名		
戸籍上の氏名 (通称名使用の場合)		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住所		
宣誓日	年 月 日	

届出者（宣誓者のいずれかに限る。）

氏名 (自署)	
住所	
電話番号	
返還の理由 (□にチェックしてください。)	<input type="checkbox"/> パートナーシップの解消 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 砂川市から転出 <input type="checkbox"/> その他 ( )
交付書類のうち 返還できない書類 (□にチェックしてください。)	<input type="checkbox"/> パートナーシップ宣誓書受領証 <input type="checkbox"/> パートナーシップ宣誓書受領カード ・返還ができない理由 <input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ・返還ができない者の氏名 ( )
転出先通知 (□にチェックしてください。)	砂川市がパートナーシップ制度の相互利用に関する協定等を締結している自治体に転出し、その際に「パートナーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書」を提出している方は、転出先に通知する必要があります。 <input type="checkbox"/> 本書の写し等を転出先自治体へ提供することに同意します。

※届出者の本人確認書類を提示してください。

※返還の理由が「パートナーシップの解消」の場合で、どちらか一方の方が届出をしたときは、届出者でない宣誓者に対して、届出があったことを通知します。

パートナーシップ宣誓継続申告書

年 月 日

砂川市長 様

砂川市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第12条の規定に基づき、転入前の自治体から受領証等類似書類を交付されたこと及び砂川市への住所の異動後も引き続きパートナーシップの関係を継続することを申告します。

また、申告があったことを、転入前の自治体に通知することに同意します。

継続申告者

ふりがな		
氏名 (自署)		
ふりがな		
戸籍上の氏名 (通称名使用の場合)		
生年月日	年 月 日	年 月 日
新住所		
旧住所		
電話番号		
子の氏名（生年月日）	( 年 月 日)	
※新たに記載する場合は別途届出が必要	( 年 月 日)	

代筆者

氏名		
住所		

## パートナーシップの宣誓継続申告に当たっての確認書

私たちは、砂川市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップの宣誓をするに当たり、次の確認事項の記載事実と相違ないこと及び同要綱の規定を遵守することを確認します。

また、以下の内容が事実と異なることが判明した場合は、宣誓書受領証、宣誓書受領証カード等を市に返還いたします。

申告者

氏名 (自署)		
------------	--	--

要綱	確認事項 (該当する□にチェックしてください)	確認欄
第2条 第2号	(関係性) 互いを人生のパートナーとし、日常生活において、経済的又は物理的、かつ、精神的に相互に協力し合うことを約した、一方又は双方が性的マイノリティである二人であること。	□
第3条 第1号	(年齢要件) 宣誓日において、双方が成年に達していること。	□
第3条 第2号	(住所要件) 次のいずれかに該当すること	
	①双方が市内に住所を有している。	□
	②一方が市内に住所を有している。	□
	③一方又は双方が市内へ転入を予定している。 転入予定者 (転入予定日 年 月 日) 転入予定者 (転入予定日 年 月 日)	□
第3条 第3号	(独身要件) 双方に配偶者がいないこと及び宣誓者以外の者とパートナーシップの関係にないこと。	□
第3条 第4号	(近親者でないこと) 双方が近親者(直系血族、三親等以内の傍系血族又は直系姻族)でないこと。ただし、双方の関係が養子縁組の場合を除く。	□
第12条 第3項	(転入前の連携協定締結自治体への情報提供) 当該申告について、転入前の住所の属する連携協定を締結している自治体に通知することに同意する。	□

### 【添付書類確認欄】

- 転入前に居住していた自治体から交付を受けたパートナーシップ宣誓に係る受領証等類似書類  
 □現住所を確認する書類 (□住民票の写し □住民票記載事項証明書 □市内への転入を予定している者にとっては、その事実を確認することができる書類)